

福山市事業者向け省エネ診断補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市における2050年カーボンニュートラルの実現及び2030年度(令和12年度)温室効果ガス排出削減目標の達成を目的とし、市内に事業所を有する事業者に対し、省エネ診断を活用する上で必要な経費の一部を補助する「福山市事業者向け省エネ診断補助金」(以下「補助金」という。)を予算の範囲内において交付することについて、福山市補助金交付規則(昭和41年福山市規則第17号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 別表1に掲げる中小事業者等(ただし、別表2に掲げるみなし大企業は除く。)
- (2) 市内に事業所(本店、支店、営業所、事務所その他いかなる名称であるかを問わず、事業を行うために必要な施設をいう。)を有して事業活動を行う者
- (3) 市税を滞納していない者
- (4) この要綱による補助金の交付を過去に受けていない者

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。

- (1) 暴力団員(福山市暴力団排除条例〔平成24年条例第10号。以下「条例」という。〕第2条第2号の暴力団員をいう。)
- (2) 暴力団員等(条例第2条第3号の暴力団員等をいう。)

(補助対象経費)

第3条 本事業の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に掲げるとおりとする(消費税及び地方消費税相当額等は、補助対象経費から除く。)

- (1) 一般財団法人省エネルギーセンターが実施する「省エネ最適化診断」受診費用
- (2) 一般社団法人環境共創イニシアチブが実施する「ウォークスルー診断」受診費用
- (3) 一般社団法人環境共創イニシアチブが実施する「IT診断」受診費用
- (4) 一般社団法人環境共創イニシアチブが実施する「伴走支援」受診費用

(補助率及び補助金額等)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の1/2(千円未満は切捨て)とする。ただし、1事業者当たり5万円を限度とする。

2 補助事業の実施期間は、市が交付決定した日の属する年度の4月1日から2月末日までとする。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 福山市事業者向け省エネ診断補助金交付申請書（様式第1号）
 - (2) 誓約書（様式第2号）
 - (3) 第3条に掲げる省エネ診断又は伴走支援報告書の写し
 - (4) 領収書の写し
 - (5) 履歴事項全部証明書の写し（3カ月以内に発行されたもの）
 - (6) 支払相手方登録依頼書
 - (7) その他市長が必要と認める書類
- 2 申請者は、補助対象として申請した経費に関しては、同一年度内に同一費目について、国、県、市町及び各種支援機関が実施する他の補助等を受けてはならない。
- 3 本事業への申請は、1事業者につき1回とし、第3条に掲げる省エネ診断又は伴走支援のうち、いずれかを申請できるものとする。
- （補助金の交付決定及び通知）

第6条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書等の提出があった場合は、その内容を審査し、適正と認めた場合は、補助金の交付を決定し、「福山市事業者向け省エネ診断補助金交付決定兼交付額確定通知書」（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、「福山市事業者向け省エネ診断補助金不交付決定通知書」（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。
- （交付決定の取消等）

第7条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を請求することができる。

- (1) 第2条に定める補助対象者の要件に該当しなくなった場合
 - (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合
 - (3) この要綱の規定に違反した場合
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不適切であると認める事由が生じた場合
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消すときは、「福山市事業者向け省エネ診断補助金交付決定取消通知書」（様式第5号）により、交付対象者に通知する。

（調査等）

第8条 市長は、補助金の交付について必要と認める場合は、申請者等に対して報告を求め、又は現地調査等を行うことができるものとする。

（額の確定）

第9条 市長は、第5条の規定による申請があったときは、その内容の審査を行い、報告内容が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を決定する。

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条の規定により通知した額をもって補助金を交付するものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2023年（令和5年）6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2024年（令和6年）6月3日から施行する。

附 則

この要綱は、2025年（令和7年）5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、2026年（令和8年）5月25日から施行する。

別表1 (第2条関係)

事業者の種類	補助対象者
個人事業主	中小企業基本法(昭和38年法律第154号)及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)に規定する中小企業者
会社法上の会社	中小企業基本法(昭和38年法律第154号)及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)に規定する中小企業者
会社法上の会社に該当しないもの	前年度又は直近1年間のエネルギー使用量(原油換算値)が1,500k1未満の事業所
※「会社法上の会社に該当しないもの」とは、「社会福祉法人」「医療法人」「学校法人」「特定非営利活動法人(NPO法人)」「協同組合」等をいう。	

別表2 (第2条関係)

事業者の種類	定義
みなし大企業	中小企業であり、年間のエネルギー使用量(原油換算値)が1,500k1以上の事業所であって、資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小・小規模事業者 ※ただし、資本金又は出資金が5億円以上の法人が中小企業に該当する場合は、適用しない
	中小企業であり、年間のエネルギー使用量(原油換算値)が1,500k1以上の事業所であって、確定している(申告済みの)直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小・小規模事業者